第７号様式
（その１）

収　支　報　告　書



（平成　　３０　　年分）

（平成　　年　　月　　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな：みやしたいちろうこうえんかい　いなだにしちょうそんぎいんれんめい）　宮下一郎後援会 伊那谷市町村議員連盟

2　主たる事務所の所在地　長野県伊那市境１５５０－３

3　代表者の氏名　黒河内浩

4　会計責任者の氏名　中山彰博

事務担当者の氏名　髙橋達之
―
（電話）　0265 ― 78 ― 2828

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　宮下一郎
公職の種類　衆議院議員長野県第5選挙区(現職)

30 年整理番号K17

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,869,540
（前年からの繰越額）	358,538
（本年の収入額）	1,511,002
支　出　総　額	1,500,866
翌年への繰越額	368,674

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	1,511,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	４２７人

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附		
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		
(ｳ) 政治団体からの寄附		
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア ＋ イ）		

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
こ の 頁 の 小 計	0	
１件１０万円未満のもの	2	
合　　計	2	

(注)　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	16,524	
小計	16,524	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	1,484,342	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	1,484,342	
合計	1,500,866	

全国団体用

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　(3.) 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
政治資金収支報告書監査料	16,200	30 5 29	橋本幸二郎	飯田市知久町3-36	
この頁の小計	16,200				
その他の支出	324				
合計	16,524				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳　↓(1～9のいずれかに○をつけてください)　↓(費目ごとに適宜小分類して記入)

項目別区分	(1.) 組織活動費　2. 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費　5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費　7. 調査研究費　8. 寄附・交付金　9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	大会費

支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
弁当代	13,020	30	6	20	ほっともっと飯田上郷店	飯田市上郷別府3361-2	
切手代	16,400	30	8	7	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
研修会講師旅費	30,280	30	9	14	JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館B4階	
研修会講師宿泊代	45,900	30	9	30	二人静	駒ヶ根市駒ヶ根高原4-161	
研修会懇親会会場借り上げ・飲食代他	821,522	30	10	1	(株)グレース	伊那市東春近車屋207	
議連総会懇親会会場借り上げ・飲食代他	523,800	30	11	16	(株)平安	飯田市上郷飯沼1656-1	
切手代	16,400	30	11	30	日本郵便株式会社	前掲	

この頁の小計	1,467,322
その他の支出	17,020
合計	1,484,342

(注1)　5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2)　国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、、最後の頁に記載してください。

(注4)　費用ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　元年　5　月　27　日

政治団体の名称　宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟

会計責任者の氏名　中山　彰博　印

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

令和元年５月７日

宮下一郎後援会
伊那谷市町村議員連盟
　代表　黒河内　浩　殿

登録政治資金監査人 橋本幸二郎
登　録　番　号　第　１９０３号
研修修了年月日　平成21年6月16日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、宮下一郎後援会 伊那谷市町村議員連盟の平成 30 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、宮下一郎後援会 伊那谷市町村議員連盟の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

宮下一郎後援会 伊那谷市町村議員連盟と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上